重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	社会福祉法人 松原福祉会 光が丘保育園
主たる事務所の所在地	名古屋市緑区相原郷二丁目903番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	松原 英宏
電話番号	(052) $623-2755$

第2 ご利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	光が丘保育園
施設の所在地	名古屋市緑区相原郷二丁目903番地
管理者氏名	園長 松原 英宏
連絡先	電話 052-623-2755
	FAX 052-625-5549

第3 施設の目的・運営方針

光が丘保育園(以下、「当園」という。)は、児童福祉法(平成22年法律第164号)及びなごや子どもの権利条例(平成20年名古屋市条例第24号)理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- (1) 当園は愛情豊かで、ものごとに感謝する子どもを育てる。
- (2) 当園は何ごとにも自分からすすんでやろうとする子どもを育てる。
- (3) 当園は丈夫なからだでだれとでも仲良く遊べる子どもを育てる。
- (4) 当園は思っていることが素直にいえる子どもを育てる。
- (5) 当園は親切で思いやりのある子どもを育てる。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	561.20 m²
	屋外遊技場	385.83 m²
園舎	構造	鉄筋コンクリート3階
	延べ面積	848.12 m²

(2) 主な設備

設備	居室数	備考	
乳児室	1室		
ほふく室	1室		
保育室	5室	もも組(2歳児クラス) たんぽぽ組(3歳児クラス)	
		ふじ組(4歳児クラス) ゆり組(5歳児クラス)	
調理室	1室		

第5 利用定員

認定区分		利用定員
2 号認定子ども		9 2 人
3号認定子ども	満1歳以上	4 2 人
	満1歳未満	9人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年名古屋市条例第100号)」の定める基準を遵守し、保育の実施に 必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	2 1	1 0	1 1	
医師 (嘱託医)	1		1	
調理員	5	3	2	

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

第7 職員の勤務体制

職種	勤務体制	備考
園長	8:15~17:15	
主任保育士	8:15~17:15	
保育士	早番 7:15~16:15	
	日勤 8:15~17:15	
	遅番 9:30~18:30	
	※ローテンションにより、各保育士の勤務日及び勤務	
	時間帯は異なります。	
事務員	7:45~16:45	
調理員	7:30~16:30	

[※]職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所時間	2・3号	□ · ⑨ · ※ ·	₩ • ★ • ⊕
開所時間 (延長時間)	2・3号	平 _日 土曜日	7:30~18:30 7:30~18:30
		日曜日・祝日	休日保育 7:00~18:00
		コア時間	8:30~16:30

^{※12}月29日から1月3日は休園日となります。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、 園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育理念

園児を心身ともに豊かに育てるよう充実した保育施設をもつとともに、 園児の年齢、発達段階に応じた保育指導を行い、愛情豊かで意欲的で創 造力豊かな児童の育成を目標に保育を進め努力を重ねてまいります。

(2) 当園の保育の目標

- 1. 愛情豊かで、ものごとに感謝する子どもを育てる。
- 2. 何ごとにも自分からすすんでやろうとする子どもを育てる。
- 3. 丈夫なからだでだれとでも仲よく遊べる子どもを育てる。
- 4. 思っていることが素直にいえる子どもを育てる。

[※]表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

個人生活、集団生活での正しい基本的な生活習慣や態度、安全生活を 身につけるよう保育し、友達への親しみを広げ、深め、一緒に喜んだり、 協力したりして思いやりの心をやしないます。

(4) デイリープログラム (平日の一日の流れ)

時間	乳児	時間	幼児
	(0・1.2歳児)		(3・4・5歳児)
7:30	早朝保育	7:30	早朝保育
	(早朝保育申請者)		(早朝保育申請者)
8:45	登園・視診・自由遊	8:45	登園・着替え・持ち物整理
9:30	び	9:30	朝礼
9:40	お片付け		
9:50	朝のおやつ		
10:00	排泄、絵本	10:00	設定保育
10:30	設定保育	11:00	給食準備
10:40	給食準備	11:15	給食
11:20	給食開始	12:00	片付け
11:50	排泄・午睡準備	12:15	自由遊び
14:00	午睡	$1\ 3:4\ 5$	着替え
14:15	目覚め・排泄	14:00	おやつ
14:45	おやつ	14:30	帰りの会
15:00	自由遊び	15:00	順次降園
15:30	順次降園	15:30	残留保育
18:30	残留保育	18:30	(残留保育申請者)
	(残留保育申請者)		

デイリープログラム (土曜日の一日の流れ)

時間	乳児	時間	幼児
	(0・1・2歳児)		(3・4・5 歳児)
7:30~	順次登園	7:30~	順次登園
	(土曜保育申請者)		(土曜保育申請者)
8:45	視診・自由遊び	8:45	持ち物整理・自由遊び
9:30	排泄	9:30	排泄
	朝の挨拶		朝の挨拶
10:00	園庭遊び	10:00	園庭遊び
10:30	給食準備	10:50	給食準備
10:40	給食開始	11:00	給食開始
11:20	排泄・午睡準備	$1\ 1\ :\ 4\ 5$	片付け
11:50	午睡	12:00	自由遊び
14:00	目覚め・排泄		
14:15	おやつ	14:15	おやつ
\sim 1 8 : 3 0	順次降園	\sim 18:30	順次降園
	(申請時間)		(申請時間)

※離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

食物アレルギーあり・なし

※3・4・5歳児は7月より9月の下旬まで午睡します。

※事故・怪我等は日本スポーツ振興センター、全私保連賠償責任保険の範囲 での補償となります。

年間行事計画

月	行事
4月	入園式 進級保育説明会 子どもの日お祝い会
5月	クラス別懇談会
6月	保育参観 お弁当の日 七夕祭り会 歯科検診
7月	水神祭 年長児キャンプファイヤー
8月	
9月	防災訓練 運動会
10月	お弁当の日 個人懇談会 秋の遠足 芋掘り
11月	保育参観 お弁当の日 生活発表会
12月	お弁当の日 クリスマス会
1月	
2月	節分の行事 健康診断 おひな祭りお遊戯会
3月	年長児お別れ会 卒園式・終業式 新入園児健康診断

※誕生会(7月・8月は7月、11月・12月は11月、2月・3月は2月に 実施します。)・身体測定・避難訓練は毎月実施します。

(5) 給食の提供

栄養バランスのとれた献立を実施しています。

保育園内の厨房で調理しておりますので、離乳食、食物アレルギー対応 食を提供します。

※食物アレルギーのある園児さんは必ずお申し出ください。

アレルギーあり・なし

(6) その他の事業の実施状況

• 障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

• 休日保育事業

日曜・祝日(12月29日から1月3日は除く)に、保護者の勤務などの都合により、子どもが保育を必要とする場合の需要に対応するため、日曜・祝日に保育を実施する事業です。

利用には登録が必要です。

第10 利用料金

(1)保育にかかる利用者負担額(利用料) 名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

短時間認定の方は、 $7:30\sim8:30$ の登園及び16:30以降のお迎えの場合は、 $A\cdot B$ 階層の方は0円、 $C1\sim C3$ 階層の方は100円/ 1回、<math>C4以上の方は200円/ 1回の延長保育料を頂きます。

- (3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額
 - ・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、 必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきま す。(直接業者より購入)

区分	項目	負担額
	給食主食費(2号)	月額1000円
	給食副食費 (2号)	月額4500円
	教材費	月額800円
	母の会費	月額500円
	科学館見学	1800円程度
	秋の遠足	1600円程度
	制服代・用品代	1000円~7000
		0円程度
便宜に要する費用	その他	保育において提供される
人型に 女 / の資/市		便宜に要する費用または
		保育の質の向上を図る上
		で特に必要であると認め
		られる費用のうち、本園の
		利用において通常必要と
		されるものにかかる費用
		であって、園児の保護者に
		負担させることが適当と
		認められるもの

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	柊クリニック 有松駅前
医師名	高田 勲矢
所在地	名古屋市緑区鳴海町字有松裏200番地
	ウインハート有松住宅棟(シティコーポ有松駅前)1F
電話番号	052-622-5101

(2) 災害共済付制度への加入

当園では日本スポーツ振興センター加入の申込みをお願いしています。

第13 非常災害対策

暴風警報発令時	暴風警報が当日の午前6時現在発令されており、継続することが予測される場合は、危険ですから登園をみあわせてください。午前6時~午前11時に警報が解除された場合は、午後13時より開園。臨時休園する場合は、園よりメールやお電話(メールがない方)等
	でお知らせ致します。 登園後に発令された場合は、速やかにお迎えをおねが いします。
高齢者等避難、避難指示、 緊急安全確保	適用地域内の保育園は、解除されるまで休園となります。 登園後に発令された場合は、避難場所まで避難させま すので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来て 下さい。
南海トラフ地震に関する 情報	情報の内容により保育園は休園する場合もあります。 登園後に休園が決定された場合は、通常の保育は中止 となりますので、できる限り早くお迎えに来て下さい。 休園が決定された場合は、すみやかに園から連絡しま す。
避難訓練	火事、地震、雨水出水を想定した避難訓練を毎月実施 しています。
非常災害用備蓄	災害などで帰宅困難となった場合の防災備蓄品(飲料水・食料・衛生用品など)を保管してあります。

第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため定期的に施設設備の点検をして、日常の保育環境の整備をしています。

安全には十分注意を払っておりますが、万が一の場合に備えて日本スポーツ 振興センターに加入して頂いております。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長
	苦情受付窓口 主任
	名古屋市中区錦3丁目5番31号
NPO 法人 あいち福祉オンブズマン	オーキッドプレイス名古屋錦ビル4階
	FAX 052-228-1738

※この重要事項説明書の内容は、令和7年4月1日現在の情報です。

光が丘保育園における重要事項に関する同意書兼契約書

当園における保育の提供を開始するに当たり、「光が丘保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

光が丘保育園

園長 松原 英宏

私は、「光が丘保育園 重要事項説明書」に基づいて光が丘保育園から重要 事項の説明を受け、同意しました。また、名古屋市からの「保育利用決定通知 書」に基づき、光が丘保育園の入所を確認したことを届け出します。

食物アレルギーあり・なし(該当する方を○で囲って下さい)

※食物アレルギーがあり、食物アレルギー対応食を提供する場合は毎年、医師による生活管理指導表の記入と食物アレルギー対応給食申請書の提出をお願いします。

事故・ケガ等は日本スポーツ振興センター、全私保連賠償責任保険の範囲での補償となります。

令和 年 月 日

印

児童氏名

生年月日

保護者氏名

児童から見た続柄

保育園処理欄	